

企業等農業参入実践活動支援事業実施要領

第1 趣旨

本県の農業は担い手の高齢化や減少が進み、農産物生産の低迷や耕作放棄地の増加等による食料供給力の低下が懸念されている。このため、本県農業のさらなる発展を図るためには、従来の担い手育成・確保対策に加え、販売力や資本、経営ノウハウ等を有する他産業からの新たな参入を促進し、多様な担い手の確保を図っていくことが重要となる。

このため、本事業においては、具体的な農業参入計画を有する意欲ある農外企業等の農業への参入を支援し、地域における多様な担い手の育成・確保を図り、もって本県農業の活性化に資することを目的とし、事業の実施にあたっては、福島県農政推進事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）及び関係法規等の定めによるほか、この要領により適正に執行するものとする。

第2 事業の内容等

1 本事業は、第3の1に定める事業実施主体が、第4の1において策定する新規参入計画書に基づいて行う農業参入実践活動に対して支援を行うこととし、事業の内容は以下の2つのタイプで、その支援対象活動等は別表1のとおりとする。

(1) 新規参入促進タイプ

新規に農業参入するにあたって必要となる取組みに対する支援

(2) 新規参入経営発展タイプ

農業に参入した企業等が、規模拡大や経営発展を図るうえで必要となる取組みに対する支援

2 補助対象事業費等は新規参入促進タイプ、新規参入経営発展タイプのいずれも次のとおりとする。

(1) 補助率 補助対象事業費の1/2以内

(2) 上限額 1事業実施主体につき 2,000千円 以内

第3 事業実施主体

1 本事業の実施主体は、本県において農業生産を行う以下に記載する企業等とする。

(1) 新たに農業に参入する農業以外の業を営む企業

(2) 農業以外の業を営む企業が、農業に参入するために新たに県内に設立した農業生産法人又は子会社・関連会社（当該企業や当該企業の役員が財務・営業若しくは事業の方針を直接支配し、又は重要な影響を与えることのできる企業）

(3) (1)及び(2)の他、新たに農業に参入する法人で知事が特に認める法人（特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人等）

2 第2第1項(1)に掲げる新規参入促進タイプの対象となる企業等については、農業参入後概ね1年以内の企業等、又は農業参入に関する市町村との協定書の締結、若しくは農地のリース契約締結を行う等、農業に参入することが確実と認められ、かつ原則として事業着手後一定期間内（原則6か月以内）に営農を開始する企業等とする。

3 第2第1項(2)に掲げる新規参入経営発展タイプの対象となる企業等については、農業に参入後概ね5年以内の企業等とする。

第4 事業の実施等の手続き

- 1 事業を実施しようとする事業実施主体は、新規参入計画書（様式第1号）を作成し、事業実施計画書（様式第2号）とともに、事業実施計画認定申請書（様式第3号）により知事に提出するものとする。
- 2 知事は、企業等から前項の申請があった場合には、その計画内容が別に定める要件を満たし、事業の目的に適合していると認められるときは、これを認定する。
- 3 事業実施計画の重要な変更は、交付要綱別表に定める基準のとおりとし、その手続きは、第1項の規定に準じ、事業実施計画変更承認申請書（様式第4号）により行うものとする。

第5 事業の実施期間

- 1 本事業の実施期間は、平成21年度から平成23年度までの3年間とする。
- 2 同一事業実施主体にかかる事業実施期間は単年度とする。但し、新規参入促進タイプを実施した企業等が、事業実施年度を除く年度以降に規模拡大等の経営発展に取り組むために新規参入経営発展タイプを実施する場合は、同一事業実施主体が2か年度に限り事業を実施できるものとする。（※この場合、必ずしも連続年度でなくとも可）
- 3 前項但書の場合における補助金の額は、各年度の異なる事業タイプごとに第2第2項に定める補助率及び補助上限額とする。

第6 補助措置等

- 1 知事は、第4の2において認定した事業について、事業実施主体に対し、交付要綱等の定めるところにより予算の範囲内において補助する。
- 2 補助金等の交付を受けた者又は受けようとする者が、補助事業実施期間中若しくは新規参入計画書に記載する経営目標の計画期間中に以下に掲げる事項に該当するときは、補助金等を交付せず、若しくは減額し、又は補助金の全部又は一部を返納させることができる。
 - (1) 農用地等を目的外の用途に供したとき。
 - (2) 県内において農業を廃止し、又は休業したとき。
 - (3) 租税及び公課を滞納したとき。
 - (4) 不正行為により補助金等の交付を受けたとき。
 - (5) その他指令条件に違反したとき。

第7 農業環境規範の実施

- 1 事業実施主体は、本事業を実施する場合には、福島県農業環境規範（平成17年11月2日策定）における環境にやさしい農業への基本的な取り組みを実践するものとする。
- 2 前項の場合において、事業実施主体は、交付要綱第10条に定める実績報告を行う際に、福島県農業環境規範の点検シートの写しを添付し、報告を行うものとする。

第8 事業報告

- 1 事業実施主体は、事業実施年度の事業実施状況について事業実績報告書を作成し、事業が完了した日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月末日（補助金等を全額概算払いにより交付

を受けた場合は、その年度の翌年度の4月末日)のいずれか早い日までに知事に提出するものとする。

- 2 前項の事業実績報告書は交付要綱に基づく事業実績報告書(第6号様式)の提出をもってこれに代えるものとする。

第9 成果確認検査

事業の確認検査にあたっては、農林水産部所管の補助事業等に係る検査事務取扱要領に準じて農業担い手課が確認検査を行うものとする。

第10 評価

- 1 事業実施主体は、自ら設定した成果指標の目標に対する達成度について毎年度評価を行い、事業実施終了年度を含む営業年度から起算し、事業実施後3年間、新規参入状況報告書(様式第1号)を作成し、事業実施状況報告書(様式第5号)により営業年度終了後2か月以内に知事に提出するものとする。
- 2 事業実施後3年目において、実績が目標の70%に満たない場合、事業実施主体は改善計画を作成し、知事に提出する。
- 3 県及び市町村は、成果目標の達成に向けて、技術的、経営的支援を行うものとする。

第11 書類等の提出

この実施要領の規定により知事に提出する書類は、福島県農林水産部長(以下「農林水産部長」という。)若しくは所管の福島県農林事務所長を経由し農林水産部長へ提出するものとする。

第12 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成21年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日より施行する。

別表 1 (第 2 の 1 関係)

事業タイプ	実践活動内容(例)	事業実施主体
<p>1 新規参入促進タイプ</p> <p>(新規に農業参入するにあたって必要となる取組)</p>	<p>(1) 技術習得及び先進事例調査活動 (生産技術習得研修、専門技術者による栽培技術指導研修会開催、先進農家(産地)や農業参入企業等の調査 等)</p> <p>(2) 営農計画実践活動 (農地・農業機械・施設等のリース、生産資材(種苗、肥料等)の購入、土壌・用水分析、農産物の品質分析 等)</p> <p>(3) その他、農業参入にあたって知事が必要と認めるもの(ソフト事業に限る)</p>	<p>実施要領第3第1項及び第2項に定める企業等</p>
<p>2 新規参入経営発展タイプ</p> <p>(農業に参入した企業が規模拡大や経営発展を図るうえで必要となる取組)</p>	<p>(1) 販売力強化活動(※) (PR用資料等の作成、販路開拓マーケティング調査、包装資材の試作、商品デザイン作成、専門アドバイザー等の活用 等)</p> <p>(2) 加工等による高付加価値化(※) (加工品試作、機能性成分分析、加工機械・設備のリース、専門アドバイザー等の活用 等)</p> <p>(3) 経営規模拡大等 作付面積(飼養頭数)の拡大(現状規模の2割以上の拡大)、作型、出荷期間の拡大、品質安定のための施設化、及び新規作物の導入等、経営規模の拡大・発展を図る取組みを行う上で必要となる施設・機械のリース、資材の購入 等)</p> <p>(4) その他、農業に参入した企業等が規模拡大や経営発展を図るうえで必要となる取組みで知事が必要と認めるもの(ソフト事業に限る)</p>	<p>実施要領第3第1項1及び第3項に定める企業等</p> <p>(※注 (1)、(2)については補助対象企業、及び補助対象企業の親会社・子会社・関連会社において、農産物の加工、流通、販売に関する業務を事業として営んでいない場合に限る。)</p>

企業等農業参入実践活動支援事業実施要領の運用

「企業等農業参入実践活動支援事業」の実施にあたっては、企業等農業参入実践活動支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）、福島県農政推進事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）及び事業実施に関する関係法規等の定めによるほか、この運用により適正に処理するものとする。

第1 事業内容等

- 1 実施要領第2に定める新規参入促進タイプ及び新規参入経営発展タイプのそれぞれの事業内容については、別表に示す活動等とする。
- 2 以下に掲げる経費については、原則として補助の対象としない。
 - (1) 農地の取得費及び農業機械・車両・施設等減価償却資産の取得費
 - (2) 従業員の賃金・給与、役員報酬、保険料、共済掛金
 - (3) 租税公課
 - (4) 施設の設計・監理費
 - (5) 国外調査費
 - (6) 食糧費、動力光熱費
 - (7) その他事業の趣旨にそぐわない経費
- 3 補助対象経費は、補助事業期間中に実施する事業に対して支出（支払いが現実に行われるもの）する経費に限られるため、既に事業着手したもの、終了したものは補助の対象としない。
- 4 同一の農業参入実践活動内容に対し、国や地方公共団体、独立行政法人等から同種の補助金等を受けているもの、又は、事業等を活用しているものは補助対象としない
- 5 領収書等によって用途明細を確認できない経費は、補助の対象としない。
- 6 農業参入実践活動において補助対象とする資機材の購入等は、補助対象企業自身の製品等を除く。
- 7 農地、農業用機械、施設等のリースについては、導入初年目のリース経費を補助対象とする。

第2 事業実施計画の認定

知事は、事業実施計画認定申請書の提出があったときは、以下の要件により審査し、内容が適当と認められる場合は、要領第4の2により事業の認定を行う。

（共通認定要件）

- (1) 事業内容が、県及び市町村が推進する各種施策と整合がとれており、本県農業の担い手として農業経営を開始するに相応しい取組みであること。
- (2) 農業生産額の向上や耕作放棄地の発生防止、雇用確保等、地域農業・経済の発展に効果があり、事業目標の達成が見込まれること。
- (3) 事業実施計画申請時において、事業担当者（代表者、臨時的従業員を除く）が1名以上確保される等、経営管理を含め事業目標の達成に向けた実施体制が整っていること。
- (4) 活用農地については、農地法若しくは農業経営基盤強化促進法に基づき適正に確保・利用される見込みのこと。
- (5) 事業実施にあたって、補助残及び運転資金等の必要な資金が十分に確保されていること。
- (6) 企業の直接参入にあたっては、定款変更等の必要な手続きが完了していること。
- (7) 事業内容、実施方法等について市町村及び関係機関と十分な協議がなされ、参入後も市町村・関係機関が連携して支援できる体制がとれる見込みであること。

（個別認定要件）

1 新規参入促進支援タイプ

- (1) 新規に農業生産分野に参入する農外企業等の意欲的な取組みであること。

(2) 同一の農業参入実践活動内容に対し、異業種からの参入等を要件とする類似の補助事業等を実施していないこと。

2 新規参入経営発展支援タイプ

(1) 農業に参入した企業等の取組みであって、作付面積の拡大（概ね現状の2割以上）や作型、出荷期間の拡大、品質安定のための施設化、新規作物の導入、農産物の加工・流通・販売分野における、新商品や新サービスの開発、新規需要の開拓、新たな付加価値を創出する取組み等、経営規模拡大や経営発展に繋がる意欲的な取組みであること。

(2) 同一の農業参入実践活動内容に対し、異業種からの参入等を要件とする類似の補助事業等を実施していないこと。

第3 事業の着手及び完了時期

本事業における事業の着手及び完了の時期については、農業参入に関する市町村等との協定書の締結、若しくは農地リース契約の締結を行う等、農業への参入が確実となった日以降で農業参入実践活動（補助対象事業）を開始する日を事業着手日とし、農業参入実践活動（補助対象事業）を完了した日を事業完了日とする。

第4 関係法令に基づく許認可

事業実施に当たり、関係法令に基づく届出、許可を必要とする場合は、事業実施主体は、関係法令の定めるところにより当該許認可を得るものとする。

第5 補助事業及び補助措置等

補助事業費は、県内・地域において使用されている単価・歩掛かりを基準として、当該事業実施地域の実情に即した現地実効価格（農業委員会の定める農作業標準単価等）により算出するものとする。

第6 事業実施後の措置について

事業実施主体は、事業完了後、交付要綱に基づく実績報告を知事に提出するものとする。

知事は、事業の確認検査にあたっては、農林水産部所管の補助金等に係る検査事務取扱要領に基づき確認検査を行うものとする。

附 則 この運用は平成21年4月1日から施行する。

附 則 この運用は平成22年4月1日から施行する。